

社会的安定装置としてのドイツ労使関係の成立過程

－50年代DGBの展開を中心に（上）－

大重光太郎

目次	第一章	DGBの組織原理・構造と政治的位置
	第二章	50年代から60年代初頭におけるDGBの展開過程
	第1節	49－53年期のDGB
	第2節	54－58年期のDGB（本節第2項まで本号，以下次号）
	第3節	58－63年期のDGB
	第三章	60年代初頭の労使関係の機能

はじめに

近年ドイツは先進資本主義諸国のなかでも社会保障制度、労働条件、環境基準などの面で相対的に高い水準にある「福祉国家」（ドイツでは「社会国家」がほぼ同義で用いられる）であるという見解が広く見られる。「福祉国家」の形成要因については、もちろん19世紀末葉からの歴史的諸条件が考慮されるべきであるが、今日の「福祉国家」ドイツの直接の政治、経済、社会的枠組みについては1950年代から60年代初頭にかけて形成されたと思われる。しかしこの時期についての検討は未だ十分になされていない。

そこで本稿では、「福祉国家」において主要な要因のひとつである労使関係にしばり、50年代から60年代初頭にかけての展開と機能を検討することによって、ドイツ「福祉国家」の条件の一つを明らかにしたい。

そのために以下では、まず第一にこの時期のドイツ労働総同盟（以下、DGB）の展開を検討する。従来の研究においては、50年代の労働組合の展開は一路体制内化する過程として論じられている。しかし実際には、50年代初頭に比してむしろ中旬に闘争的潮流が主流になっていくのであり、またこのことが60年代初頭の労働組合の機能を理解する上で重要な点になる。

第二に、戦後の西ドイツ労使関係は二重利益代表制という制度的枠組みを持つが、DGBの50年代の展開がこの二重利益代表制に与えた機能的変化について論じる。この機能的変化は社会的安定装置の成立として特徴づけられる。これによりドイツの「福祉国家」の労使関係における条件が明らかにされる。

第一章 DGBの組織原理・構造と政治的位置

DGBの50年代の展開を見る前にその組織原理と組織構造、さらに政治的位置を確認しておく。

(1) 組織原理及び組織構造

DGBの組織原理は、ワイマル期とナチス期の反省の上に立てられている。戦後労働組合を再建する運動のなかで、組合活動家たちは新しい労働組合の組織形態として統一労働組合（Einheitsgewerkschaft）を標榜することで一致していた。それはワイマル期において政治的潮流によって三つに分かれていた労働組合が労働者の利益を守る上で大きな障害となり、これがナチスの台頭と支配を許した主体的欠陥であったという自覚があったからである。敗戦直後の組合活動家のほとんどが考えていたのは、被用者（労働者、職員、官吏）の全ての階層を包摂し、かつその中央組織に強力な権限を備える最も強い意味での統一労働組合いわゆる「一般労働組合」（Allgemeine Gewerkschaft）であり、その際ナチス時代のドイツ労働戦線の改組が考えられていた。しかし占領軍政府は非ナチ化の観点から、また共産主義への警戒からこれを断固拒否した。その結果、産業別（一部は職業別）労働組合ごとに編成された上で、これらの産業別組合が中央組織としての統一組織に団体加盟するという形態、すなわち上部組織としての統一労働組合に落ち着くこととなった^①。

こうして49年10月に、成立当時全被用者の約三分の一にあたる約500万人の被用者を結集する西ドイツ最大の大衆組織としてDGBが誕生した。これは以下のような組織構造を持っていた。

第一に、中央組織である同盟に対する加盟産業別組合の強い自律的構造である。各産業別組合は財政上、協約上の主権（die Finanz- und Tarifhoheit）^②を持っている。各組合は組合財政の12%をDGB中央に納めるよう義務づけられているが、組合費の決定、補助金の支給（ストライキ、ロック・アウト、疾病補助金）については自主的に決定する権限を持っており、これが各組合の強

い自律性を保証するものとなっている。このためDGB中央は加盟組合に対して直接の指揮・命令権を持たないのであり、強い組合、弱い同盟という構造が見られる。

第二に産業別組合相互の間におけるアンバランスが挙げられる。創立当時において、DGB加盟の16の組合のうち金属産業労働組合（25%）、公務・運輸・交通労働組合（13%）、鉱山・エネルギー労働組合（11%）、の三労働組合だけで50%近くを占めており、これら有力労働組合はDGB内において強い発言力を持っている。その後もこの三大労組の比重は高まり、70年には58%になった。

(2)政治的位置

まずDGBは統一労働組合としての性格から政党政治上の独立性（*parteipolitische Unabhängigkeit*）を政治的行動における原則としている。このことは労働組合が特定の政党と密着して政治行動を行わないこと、優先的に支持しないことを意味する。

これを踏まえた上でDGBは社会民主党（SPD）ときわめて密接な関係を持っている³³。

人的つながりの点では、50年代をとると2人のDGB議長と加盟組合の全ての議長が連邦会議におけるSPD議員であった。また第一回連邦議会選挙を除くとSPD議員の9割以上がいずれかの組合に所属しているが、そのほとんどはDGBの組合員である。政策的つながりとしては、SPDとDGBの間では各種の合同の政策委員会がもたれている。ただしSPD議員は所属する組合との結び付きが希薄で組合の専従役員を兼ねているものは少なく、党議に拘束されそれを優先するので、両立は困難であるという指摘もある。

次にキリスト教民主・社会同盟（CDU/CSU）との関係について。DGBは統一労働組合としてキリスト教系労働組合の組合員も含んでいる。これは1945年にCDU/CSU内に創られた「キリスト教民主主義的労働社会委員会」通称「社会委員会」と強いつながりにある。これはDGBからCDU/CSUへのパイプとして機能した面もあったが、同時にDGB内のキリスト教社会主義的少数派保護のためDGB内のフラクション活動を指向した。その結果50年代を通じて、DGB内部ではキリスト教労働組合の影響下にある組合員との緊張関係が存在した。

ドイツ共産党（KPD）については、50年代初頭までのうちにほとんど全て

の専断的機関から共産党員が排除された。DGBとKPDとの組織的つながりは一切なく、DGBの強い反共性が見られる。

第二章 50年代から60年代初頭におけるDGBの展開過程

49年の創立以来のDGBの展開については、一般に創立時には反資本主義的綱領を掲げ社会変革の立場に立っていたが、55年の行動綱領によって実質的にその立場を放棄して資本主義的秩序を認め、63年の新綱領においてケインズ主義を完全に受容し体制内的存在になったという見方がされているように思われる⁴⁾。

しかしこれは、以下の三点において50年代のDGBの展開を正確にとらえたものとは言いがたい。第一に創立時には確かに新経済秩序を目指す綱領を掲げたが、それは単純に反資本主義的なものであったとはいえないことが十分把握されない。また第二に、それとの関係で出される行動綱領とその実践の意義が十分にとらえられない。さらに第三に、そのために50年代後半に形成される労使関係の機能が十分に把握され得ないことである。

そこで本章ではこの時期を49-53年、54-58年、58-63年の3つの時期に分けて、それぞれの時期のDGBの性格を検討する。その際とくにDGBの三つの綱領、すなわち49年ミュンヘン綱領、55年行動綱領、63年デュッセルドルフ綱領についてそれぞれの性格と意義を中心に論じることとする。その他、協約闘争とストライキ闘争の性格、政治的課題での諸政党との関係、DGB及び労働組合内部の構造についても留意される。

第1節 49-53年期のDGB

(1) ミュンヘン綱領の基本的性格と創立時のDGBの立場

1949年10月12日から14日にわたり、DGBの創立大会がミュンヘンで開催された。この大会では16の産業別労働組合が加盟組合として確認され、DGB議長にハンス・ベックラー (Hans Böckler) を選出し、『基本原則、指針、諸要求及び諸決議』を採択した。これはその後のDGBにとって綱領的地位を占めミュンヘン綱領と呼ばれるが、なかでも「Aドイツ労働総同盟の経済政策の基本諸原則」はその中心をなし社会全体の新秩序の政策的概念を総括したものである。そして賃金協約政策や社会政策などの領域での伝統的な労働組合の目的

や戦略に関する命題をほとんど含まない一方で、資本主義的な経済及び社会秩序の変革を表明したものであった。しかしこれは社会主義的秩序を目指す綱領ではなかった。以下、ミュンヘン綱領の「A経済政策の基本諸原則」を中心に検討してみることにしたい。

まずDGBの現状認識の基礎にあり出発点にあるものは、現在の資本主義的経済秩序の弊害、不公平、貧困の増大であり、資本主義的秩序による社会編成への不信である⁶⁵。「経済政策の基本諸原則」は次のように規定している。「この市場経済はドイツにおいて通貨改革以後支配しており、誤った投資と贅沢品の生産によるとてつもない資本の乱費を、不当に高い価格による消費者の搾取を、短期労働、失業そして社会的不安定を、さらには経済的統一性の広範な荒廃を引き起こしてきた。そのような経済状態は不可避の運命ではなく、誤った経済秩序と誤った経済指導の結果である。経済学が自由な市場経済の法則を書き留めたとき、それは自由な市場経済法則を掲棄する巨大企業、トラスト、コンツェルンそしてカルテルのような一層強力な発展を考慮にいれていなかった。今日では市場経済は自由でも社会的でもない。今日ではそれは自由な発展を妨げている。それは、そうでなくともすでに大きな対立となっている富と貧困との対立を先鋭化している。それは非社会的であり、その非計画性によってはドイツの再建の困難な諸課題を正当に評価することは不可能である。」⁶⁶

こうした評価を基礎にして「社会的不公平と経済的貧困が取り除かれ、労働意欲のある全ての人々に労働と生存が保障されるような経済秩序」を「基本原則要求」の形で次のように提示する。

- I 自由な人間の尊厳を保持するもとの、全ての労働意欲のあるものの完全雇用を保証し、全ての国民経済的生産諸力の最も合目的な配置、国民経済的に重要な需要の充足を保証する経済政策。
- II 経済指導と経済形成に関する全ての人事的、経済的及び社会的問題についての組織された被用者の共同決定。
- III 基幹産業、とりわけ鉱山、鉄鋼業、重化学、エネルギー産業、重要な交通部門及び信用諸制度の共同所有（*Gemeineigentum*）への移行。
- IV 全ての働くものの国民経済的全収益への適正な関与及び老齢、重度障害または疾病のために労働できないものに対する十分な生活手段の保証を通じての社会的正義の実現。

以上のような経済政策的意識形成と経済指導は、私的な利己心が全経済の必要性をしのぐことがないようにするために、中央的国民経済計画を要求する。」⁽⁷⁾

ここで述べられているうち、経済計画、共同所有、共同決定がDGBが構想する新経済秩序の三本柱をなしている。またミュンヘン綱領のなかのヨーロッパ経済共同体に関する規定はDGBの経済再建構想を理解する上で有益である。ではこれらはどのような内容をもつものなのだろうか⁽⁸⁾。

(a) 経済計画について。

経済計画では「現代的経済政策のあらゆる手段」が利用される。この場合第一に「最も重要な手段の一つ」として「貨幣及び信用政策」が挙げられる。これには労働組合は労働セクターの代表者として決定において関与する。第二に「財政政策」が挙げられる。これは資本形成の規制、自己金融の操作及び投資と経営の信用操作を通じた経済指導によって、信用を拡大し、インフレなしに遊体の生産諸力及び資金を利用することを目的とする。これらの諸手段はケインズ主義の経済政策的諸要素にはかならない⁽⁹⁾。

(b) 共同所有について。

「操作的措置」＝経済計画だけでは統一的な経済政策の実現は不十分であるとの認識の上で、基幹産業の「共同所有」(Gemeineigentum)が要求される。「共同所有」という用語自体、社会民主主義とカトリック理論の双方に受け入れられることを狙った妥協的なものであったが、形態についても次のように規定された。

「例外的な場合にのみ国有化によって行われ、一般的には経済的自主管理の特別の団体が作られねばならない。全ての監督及び管理機関において、労働組合には重要な影響力の行使が認められねばならない。」

こうして共同所有においては、一般的には労働組合の関与する特別な団体の設置が目標とされた。

(c) 共同決定について。

「真の民主的社会秩序」のためには「政治的生活の民主化は経済の民主化によって補完されねばなら」ず、経済民主化のために公的企業及び民間企業において、被用者と雇用者が同権的にかつ同数で配分される共同決定が要求された。この要求の根拠については次のように論じている。

「国民経済の細胞として、経営は自己の目的のためにだけでなく、全住民の共同の福祉を目指さなければならない。資本はただ人間の労働を通じてのみ、有益で効果的な役割を演じうる。それゆえ資本は経営においてひとり決定的なものではありえない。こうして我々は経済の全ての経営において、責任ある社会的、人事的そして経済的な被用者の共同決定を要求する。」

ここには資本と労働の共存の上での同権原則が含まれているが、これはカトリック社会理論の影響によるものである。

(d)ヨーロッパ経済共同体について。

「経済政策の基本原則」第7節は「ヨーロッパ経済共同体」にあてられているが、これは西側の資本主義諸国への統合による経済再建の表明である。

「労働組合はヨーロッパ経済共同体を支持する。それゆえ労働組合はヨーロッパの全体計画における国家と経済との積極的協力を要求し、ヨーロッパの共同作業を目指すあらゆる努力の促進を要求する。」

「真のヨーロッパの経済計画のために、これまでその端緒がほとんど存在しなかった。かくして労働組合は、アメリカ国民がマーシャル・プランを通じて与えてくれた援助を歓迎する。マーシャル・プランはヨーロッパの共同作業の組織にとって極めて強力な原動力を含んでいる。」

マーシャル・プランは周知のごとく、戦後ヨーロッパ経済の再建を西側経済圏へ統合を通じて実現するという目的と機能を持っていた。労働組合がこれに歓迎を表明したことは、国内においては資本主義的再建を容認し対外的には西側資本主義経済圏への統合を承認することを論理的帰結とせざるを得なかった。

以上の四点からわかるように、ミュンヘン綱領の「経済政策の基本原則」は現存の資本主義制度に対して批判的であり、それに代わる新経済秩序を目標としていたが、この新経済秩序は社会主義的秩序の定式化と言うことはできなかった。DGB自身も「基本原則」を資本主義的でも社会主義的でもない経済秩序の「第三の道」モデルを定式化したものと規定している⁽¹⁰⁾。

とはいえミュンヘン綱領が、大資本の経済的権力基盤の制限のみならずそれにかわる新秩序の要求を提示していたことは見逃してはならない。新秩序実現のためにはアデナウアー政府との対決が不可欠であった。そこで次に問題となるのは、DGBがこの経済秩序を実現するためにいかなる戦略・戦術をもってアデナウアー政府に対決していたか、である。結論から述べれば、戦術として

の具体的な闘争手段については詳細に規定されていたが、新経済秩序を実現するための戦略については何ら明確にされなかった。以下、それぞれの規定を見てみよう。

(1) 戦術について⁽¹¹⁾。

ミュンヘン綱領の「Cドイツ労働総同盟の労働争議の遂行のための指針」では労働争議におけるDGBの基本姿勢、闘争手段の決定、調整などの手続きの規定、複数の産業部門にわたるストライキの遂行についての規定、特に重要な経営におけるストライキの実行に当たっての規定、DGBからのストライキ援助規定等について詳細に定められている。とりわけ重要なのは以下の諸点である。①ストライキは労働組合の諸要求実現のための「最後の手段としてのみ」(nur als letzte Mittel) 使うことができ、あらゆるストライキの前には全ての交渉可能性が汲み尽くされねばならない(§1)。②労働争議の開始と遂行は各労働組合の中央委員会の承認を必要とし、開始と継続の提案は投票権者の少なくとも75%の支持を必要とする(§2)。③労働争議の承認においては、投票結果だけでなく景気や他の経営、他の経済部門に対する作用などの全体の状況を考慮しなければならない(§3)。④重要経営における労働争議の前にはDGB中央委員会に対して報告し調整する(§4, 6)。⑤手続きに従って開始されず、各労働組合の中央委員会によって承認されない非公式ストライキは、労働組合から支援を拒否され(§9)、そのような非公式ストライキの場合、労働の再開を目指す義務を持つ(§10)。ここにみられる特徴は労働争議手段の制度的自己規制であり、社会秩序への配慮である⁽¹²⁾。

(2) 戦略について。

ミュンヘン綱領自体においても創立大会の議論においても、新秩序実現のための戦略的展望については明確にされないままであった。これにはいくつかの要因が考えられる。

第一に、当時のDGBは資本主義的、新自由主義的な経済による危機克服戦略はじきに破綻するという楽観的な資本主義崩壊論、資本主義不可能論を持っていた。そしてその崩壊とともに社会民主党が早晚選挙に勝利し、議会と政府を通じて新秩序が実現されると考えていた。こうして一つには当時の情勢認識からDGBは具体的に戦略を規定することがなかった。

第二に戦後占領期以来の労働組合の経験という要因がある⁽¹³⁾。第二次大戦

による敗戦後のドイツには行為能力のある国家は存在せず、企業家団体も非ナチ化の観点のため占領軍政府から交渉当事者と認められなかった。このため労働組合は、占領軍政府から交渉相手とされ、またデモンタージュ（工場の解体）を阻止し崩壊した経営を再建するなかで「全体に対する責任の感覚」を強めていった。こうして労働組合は、戦後ドイツの社会経済体制の再建に積極的に関与し、その後変革対象とすることになる経済秩序を再建するものとして機能していたのである。1949年に西ドイツ国家が成立した最初の時期にも、政府と労働組合の間には相対的に密接な協同関係が存在し（労働組合はこうした協同関係を超経営的共同決定の端緒ととらえていた）、労働組合は様々な政府機関で協力することになった。こうした歴史的経験が、DGBが新経済秩序を実現するための戦略を規定することを不可能にした。

しかしこうした二義性は単に歴史的経験にのみ帰着させることはできない。第三に、これを許容するDGB及び労働組合運動の国家観にも由来している。ヒルシュはこれを次のようにとらえている⁶⁴⁾。労働組合は、現在の社会を階級社会と捉える。しかしその場合解消すべきは「国民の意思に基づいて行動する国家と支配的な所有者及び経営者の階級による決定に基づいて方向付けられる専制的な経済との耐えざる緊張関係」である。憲法に基づく現在の国家の基本的に民主主義的な性格には何ら疑問はなく、専制的な経済体制による民主主義の危機、国家による公共の福祉実現への妨害こそが問題であり、現在の国家の問題点もこうした影響によるものとされた。こうして国家それ自体については階級関係から切り離された純粋な主体として把握されていた。

かくしてミュンヘン綱領およびDGB創立当初の性格は、以下のように要約することが出来よう。ミュンヘン綱領は、現存資本主義体制に代わる新経済秩序を定式化したものであった。しかしそれは社会主義的経済秩序ではない「第三の道」モデルを目指すものであり、内容的には、不明確なものであった。またその実現の道筋（戦略）についても、第一に楽観的経済崩壊論によって、第二には占領期以来の既存の経済秩序への関与のために、明確にすることができなかった。こうして創立当初のDGBは、ミュンヘン綱領に掲げる新経済秩序自体の不明確性とそれを実現する道筋の不明確性という、二重の不明確性によって特徴づけられていた。以後53年までのDGBの展開過程においては、ミュンヘン綱領が帯びていたこの二重の不明確性がはっきりと現れることになる。

(2) 51年モンタン共同決定法, 52年経営組織法闘争をめぐって

新経済秩序実現のための創立当初の闘争のなかで、最も重要でかつ一貫した闘争は、共同決定法の法制化をめぐる闘争であった。

共同決定制度自体はすでに占領期にその端緒が存在していた⁽¹⁵⁾。すなわち、ルール地域を含む北西部を占領管理していたイギリス軍政府は、47年以降反ナチス化のために接収した鉄鋼コンツェルンの解体を推進し、鉄鋼部門における共同決定を実施していた。これは監査役会11名のうち、議長1人を除く5名ずつを経営側と被用者側に割り当てるものであり、取締役3人のうち1人を被用者側代表者が事実上選出できる制度であった。

DGBの当初の課題は、占領期において導入された鉄鋼部門の共同決定制度を維持し、さらに他の産業部門にも同様の制度を拡大することであった。それゆえ全産業を包括する共同決定の一般的制度の実現にむけて闘争を開始した。連邦議会でもDGB案を受けたSPD法案、CDU法案、政府法案の3つが50年7月までに提出されるようになる。

しかし50年11月経済相エアハルトが、組合の主張する共同決定はドイツ法に抵触するゆえ将来実施し得ないということを示唆したことが契機となり、DGBはすでに共同決定が実施されている鉄鋼部門および従来管理機関の下におかれてきた石炭部門における制度防衛に闘争を集中することとなる。こうして50年末から51年5月までは、一般法を脇においてモンタン産業（石炭・鉄鋼産業）に限定した共同決定維持のための闘争が行われ、その後から52年7月までが全産業部門に適用される一般法である経営組織法をめぐって議論が行われる。以下、それぞれの時期を概観し、特徴をつかむこととしたい⁽¹⁶⁾。

(a) モンタン共同決定法をめぐる時期（50年11月～51年5月）

まず金属産業労組が11月25日スト権投票を決定し、同月末の投票の結果、96%の賛成で規定の75%を大幅に上回る賛成を得てスト権を確立した。さらに石炭産業を抱える鉱山労組も、翌1月に行われた投票では93%の賛成でスト権を確立した。

このスト権は、政府とともに連邦議会に対しても向けられたものであり、政治ストとしての側面を持っていた。また当該産業が再建西ドイツの基幹部門でもあったことからアデナウアーの激しい批判を招いた。これは11月から翌年1月にかけてのDGB議長ベックラーとの往復書簡において現れる。論争のテー

マは当初共同決定の問題だったが、労働組合の政治的ストライキの権利の問題、さらには憲法秩序における労働組合の地位の問題へと移っていった。

アデナウアーの見解によると、労働者には労働協約の全ての問題について争議権が認められているが、憲法で認められた立法機関に対するストライキ権は認められない。立法機関に対する予告ストライキは、全ての人に関わる経済的損害及び脅威の実現によって自由に選ばれた国民代表を組合の要望に向かって強制するものである。憲法による団結の自由は、労働組合という全体からみれば少数者であるものに対し、立法作業を強要するために経済を混乱させる権利を与えたものではない、というものであった。

これに対しベックラーは、まず労働組合の基本的態度として経済民主主義を出発点に置く。すなわち、過去における経済力の政治目的のための濫用から生じた悲劇的経験の教訓から、民主主義は政治的領域に限定されることなく経済指導と運営にも民主的原則が導入されることによりはじめて保証され、そうした経済秩序の実現こそ緊急課題であるとされた。また労働協約上の問題にのみ争議権が認められるという見解に対しては、労働・経済条件の維持改善のための団結権が基本法上も認められていることを根拠として、そうした労働・経済条件は経済組織における法的地位の規制全体に関わるものであり、共同決定権の問題も当然含まれ、共同決定権実現のための団結権、争議権は違法ではないと反論する。

こうしてアデナウアーとベックラーの議論は、前者の形式的民主主義の立場と後者の経済民主主義に補完された実質的民主主義の立場との対立という構図を呈した。この対立は未だ不定形のままである西ドイツ社会秩序のあり方をめぐる根本的対立であり、DGBにとっては労働組合の立場が制度的に保障されるような新秩序を創出することが課題となっていた。それゆえこれは、議論によってでなく力関係によってのみ解決されうる問題であった。

その後51年初頭より法制化に向けて動きが速まる。51年1月3日金属労組は1月いっぱい法制化の目度立たない場合、2月1日以降ストライキを行うことを決定する。この決定は連邦政府の心胆を寒からしめ、アデナウアー本人の積極的仲介を引き出した。アデナウアーはベックラーと直接会談したのをはじめ、労使代表との個別交渉、3度にわたる労使合同交渉を重ねるなかで解決の糸口をつかみ、ついに労使の一致を見る。これを受けて1月末に「基準書」

が作成され政府へ「答申書」を提出し、1月30日内閣が政府案を承認する。

しかし労働組合は「基準書」及び政府案に同意したが、その後もストライキ態勢を解かず、政府案が連邦議会を通過しない限りいつでもストによる実力行使にはいるという強硬な姿勢を維持した。連邦議会の第一読会の審議では、野党SPDが政府案に賛成し与党CDUがこれに反対するという状況も生まれたが、審議の過程でもアデナウアーの再度にわたる介入によって、結局若干の修正を施されて政府案が通過し、5月に共同決定法の成立をみることとなった。このように、モンタン産業の共同決定法は労働組合の強硬なストライキの圧力の下、一般法としてすでに政府案が提出されているながら、連邦首相の介入によって当該産業に限定した政府案が別途に提出され、連邦議会の審議の過程においても首相の介入を重ねることによって成立した法律であった。

この共同決定法が成立した要因については、以下の諸点が挙げられる。

第一に労働組合の側の要因としては、労働組合が当初の要求実現のためにストライキ態勢を堅持して闘争を推進したことである。この闘争は、すでに実現されている制度を維持しうるかどうかが問題となっていたが、新経済秩序を要求するDGBにとって従来の到達点は譲ることの出来ないものであった。

第二にモンタン産業固有の要因である。鉄鋼産業の企業家は共同決定制に賛成ではなかったが、占領期において生き残りのために自ら共同決定権を提案した経緯もあり、少なくとも全面的な不満を持ってはいない。表面に立って反発し攻撃を行っていたのは自己の企業への拡大を恐れるその他の産業であり、その連合であるドイツ工業連盟（BDI）であった（モンタン産業はBDIに属していない）。それゆえモンタン産業に限定した共同決定法については労使双方の合意を得やすいという状況があった。また連邦議会での審議の過程で、BDIの意向を受けたCDUの抵抗にあった際にも、アデナウアーはモンタン部門に限定し他の産業へは波及させないことの確約を行ってBDIの合意をとったのではないと思われる。

第三のアデナウアー側の要因—そしてそれは労働組合の立場とも関わるのであるが—についてである。アデナウアーにとっては西側への経済的、政治的及び軍事的統合によって西ドイツの国際的地位を回復することが課題であった。この時期、シューマン・プランと再軍備が重要な問題となっていたが、DGBはSPDと異なってアデナウアーの外交政策に基本的に賛成していた。アデナウアー

はこうした協力の継続を必要としており、共同決定法での譲歩を行ったといえる⁽⁴⁷⁾。

(b) 経営組織法をめぐる闘争 (51年5月-52年7月)

モンタン共同決定法のため中断されていた一般法すなわち経営組織法をめぐる闘争は、モンタン共同決定法成立後に再開された。DGBにとって、これは未だ存在しない制度をかちとる闘争であり、これまで以上に綿密な運動を必要とするものであった。またBDIが強行に反対していること、さらには西ドイツ経済が朝鮮戦争ブームにより安定した地位を確保しつつあることは、DGBの闘争条件を一層困難にしていた。しかしこうした状況のなかでDGBがとった姿勢は、きわめて一貫性にかけた消極的なものであった。

まずDGBはモンタン共同決定法の成立が確実となった51年3月以降この年末まで、政府の各種経済委員会に参加し協力を行う。これは、共同決定法がアデナウアーの介入の下に成立したことから、組合側がアデナウアーに対する幻想を抱いたためである。この協力関係は、51年6月以降議会が共同決定権の要求を無視するようになるとかげりがさし、12月にはDGBは経済関係3委員会(投資、賃金価格、輸出入)への協力を完全に停止する。だがこれも政府との話し合いをまったく拒否したのではない、という留保をつけた曖昧なものであった。

翌52年4月以降、ようやく経営組織法案の議会での議論が始まる。この法案は、以下の諸点で労働組合の要求とは相入れないものであった。まず大経営の監査役会については、労働組合が半数の代表を求めたのに対し三分の一以上は認められないとしている点、監査役会の被用者代表に対する労働組合の任命権を拒否した点、社会的・人事的・経済的事項について労働組合が完全な共同決定権を求めたのに対し、人事的事項では参与権、異議申し立て権に限定されており、経済的事項については使用者の完全な自由となっていた点、経営協議会選挙において労働組合の影響力を拒否していた点、などである。また法案では公的企業、行政組織については適用されないものとなっていた。

こうしたなかDGBは、52年4月に中央委員会決議として「適当と思われる全ての措置をとるよう委任する」ことを宣言し闘争を呼びかける。これに対して、今回もアデナウアーとDGB議長フェッテ(51年2月ベックラーの死後議長となる)とのあいだに往復書簡がかわされた。アデナウアーは前回と同様、

議会の多数に対し組合の意思を強制するためだけに企てられるストライキの違憲性を強く非難した。これに対しフェッテの姿勢は、前議長ベックラーの書簡に見られたような強硬な態度は見られず、もっぱら要求の正当性の根拠をアデナウアーの言質に見いだし、その後の相手の翻言を責めるといった後向きのものであった。

5月半ばより全国的に自発的デモが拡大していくが、DGB指導部はこれを効果的に組織しなかった。それは、このデモが共同決定の実施を求めただけでなく、ドイツの再軍備に反対の意思を表明する場としての性格も帯びていたためであった。だがDGBは、SPDと対照的に再軍備容認の立場をとっていたため、労働者の闘争行動の政治化を回避しようとしていた⁽⁸⁾。

6月、アデナウアーは組合の闘争停止を前提としてDGBとの交渉を行うことを提案する。DGB指導部はこれを受け入れ、政府-DGB代表の会談を行うことを承諾した。以前のモンタン共同決定の闘争では議会を通過するまでストライキ態勢を解除しなかったが、今回、会談の期日が決まっただけで闘争の停止を決定したことはこの時点でのDGB指導部がいかに弱腰であったかを物語っている。

こうして、6月下旬からDGB代表と連邦議會議員（SPD議員は含まれず）との会談がもたれる。しかし会談の場で、すでに政府-DGB会談が決定する以前に公的企業と官庁組織に適用される職員代表法案が閣議決定されていたことが明らかにされる。経営組織法にこの領域を含めることはDGBの基本的要求の一つであった。ここに、DGB指導部は当初より連邦政府からはまともな交渉相手とは見なされていなかったことが判明し、DGBは交渉を打ち切る。しかしその後もデモを再開し闘争手段を行使することは計画されず、何ら有効な具体策を講じることのないうちに、7月19日経営組織法が連邦議会で可決された。DGBはこの日を「連邦共和国の民主的発展にとって不幸の日」と名付けたがそれでも具体的な抗議や闘争行動の再開を呼びかけることはなく、「よりよい連邦議会を選ぼう！」という呼掛けを行うにとどまった。

以上のように経営組織法をめぐる闘争は労働組合にとって「完全な敗北」⁽⁹⁾であった。これはいかなる要因によるか。

第一に客観的要因としては、「社会的市場経済」の定着によって西ドイツ経済が順調な成長を遂げていたことが挙げられる。このため経営層は自信を強め、

モンタン共同決定の時に倍する力を備えていた。

第二にDGBの主体的要因である。この間のDGBの姿勢をみると、労働組合の意図にそって共同決定を実現する意図が本当にあるのか疑問を抱かざるを得ない。まず前年、石炭・鉄鋼共同決定法が成立した時の政府との協力関係とその短期間後の中止は、DGBの闘争姿勢を疑わせるに十分なものである。また終盤においても、組合指導部が下からの運動を組織することなく、山猫スト、警告ストなどのエネルギーを放散されてしまったこと、アデナウアーの憲法違反との圧力に屈して何の保障もないままスト態勢を解いたこと、成立を前後して何ら有効な闘争手段を組織し得なかったこと、など闘争姿勢の欠如、非一貫性が見られた。これが「完全な敗北」をもたらした主体的な要因であった。

以上、二つの闘争を概観してきた。前者の闘争においては勝利し後者では敗北したが、それは結果だけでなく闘争の過程においても前者が闘争性、後者の非闘争性という対照的性格が見て取れる。このことからDGBが二つの闘争の間に主体的な展開を遂げたように見える。しかしその評価を下す前に、この時期におけるDGBの外交政策へのスタンスをみることにしたい。

(3) 外交政策におけるDGBの対応

DGBは政党政治上の独立という性格を持つ一方で、SPDと緊密な関係を持っている。そのことは、DGB議長のベックラーを始め、全ての労働組合議長がSPD黨員であることから伺い知ることが出来る。ところが49年から52年までのDGB指導部は共同決定問題に関してはSPDと協力関係にあったが、外交政策においてはSPDと対立してアデナウアー政府の政策と一致するという状態にあり、DGBとSPDの間には緊張関係が存在した。以下、これを主としてシューマン・プランと再軍備政策において見るとともに、その背景にあるDGBの主体的要因を述べる。

(a) シューマン・プラン

シューマン・プランは50年5月にフランス外相シューマンが提唱したヨーロッパ石炭・鉄鋼共同体（ECSC）創設の計画であった。西側統合を指向するアデナウアー政府はこれに積極的に対応していくが、西側への統合によって再統一が脅かされると考えるSPDはドイツにおける全ての社会主義的闘争に対するキリスト教的陰謀、ドイツ国民の権利剥奪ととらえて反対する。これに対しDGBは、同プランにより社会問題が制度化されるとともに、条約が締結される諸

国における労働者の経済的同権が期待されるという観点からこれを支持した⁽²⁰⁾。とはいえ、DGBはミュンヘン綱領ですでに「ヨーロッパ経済共同体」を支持し、しかもそれがマーシャル・プランによって再建された資本主義圏における「ヨーロッパ経済共同体」を意味した以上、このことはミュンヘン綱領からの逸脱と言うよりもその帰結であったというべきである。

(b)再軍備政策

敗戦国西ドイツの再軍備は、西側連合国との戦争状態、占領状態の終結によって西側諸国に承認され、政治的、軍事的に組み込まれるという外的条件に大きく依存している。それゆえ再軍備問題は外交問題であり、その根幹をなすものであった。再軍備には、SPDが一貫して反対していたのに対し、DGBは当初より再軍備による西側統合を指向していた。

まず50年には、NATO理事会でヨーロッパ統一軍の下に西ドイツ軍を編入することが決定され、これに呼応して国内でも再軍備の動きが活発になる。しかし50年11月（それは金属労組がストライキを提起した時期である）DGB中央委員会は、西側に統合されたなかでの再軍備を前提として、「自由で同権的なヨーロッパ諸国民の真正なる統一、他の自由世界との集団的安全保障措置、そしてヨーロッパの軍事的安全保障措置へのドイツの参加を前提として、全ての軍事的編成の、とりわけその指導的軍隊を民主的に統制すること」を要求する声明を発表する⁽²¹⁾。そして翌年2月「ヨーロッパ防衛共同体」に関する協議が開始された時も、東ドイツにおける再軍備による刺激、新議長フェッテの政治闘争の敬遠、共同決定権をめぐるアデナウアーとの取り引きなどのために、DGBは再軍備に対して批判を加えることがなかった。52年1月にDGB中央執行委員会のメンバーの一人は、労働組合は会社の火事の消防を援助するのと同様にドイツ防衛を支持すると発言し、労働組合のなかでも強い反発を受けている⁽²²⁾。

しかし労働組合のなかにも、指導部の姿勢に対する批判が生じてきた。52年2月のDGBバイエルン・ラント臨時大会では、再軍備への支持を求めたフェッテが反対派に圧倒され、大会はDGB傘下の全組合に再軍備問題の公開討論を呼びかけられる⁽²³⁾。またヘッセン州のDGBラント大会では、この問題に関する討議を行うための臨時のDGB大会を開催するよう要求する。さらに2月末のDGB活動者会議においても、①DGB中央委員会は全ての民主主義政党と手

を結ぶ、②ドイツ防衛についての決定を全ての国民の手に委ねるよう各政党を説得する、③SPDと協力する、という3つの内容を含む声明を可決した。単位労働組合においても、DGB内で二番目に大きい公務・運輸・交通労組が再軍備を拒否している⁽²⁴⁾。

その後、52年5月末のドイツ条約及びヨーロッパ防衛共同体条約調印を前に、反対運動は高揚していった。この時期は、経営組織法をめぐる闘争の最終局面と重なる。こうしたなかDGB指導部は経営組織法の闘争が政治化することを恐れ、二つの問題の関連を回避しようとして経営組織法闘争を有効に組織しなかったことは先に触れた。

以上のように49年から52年までの間は、DGB指導部はシューマン・プラン、再軍備等の外交政策に関しては基本的にアデナウアー政府の路線に賛成、あるいは容認するという点で一貫しており、そのためSPDと対立しているという状況が見てとれる。DGBはドイツ分裂という政治的イデオロギーの前提を受け入れ、「共産主義との対決における『槍先』と自覚」⁽²⁵⁾していた。

(4) 第一期のDGBの性格

DGB指導部がこの時期にとった姿勢は、新経済秩序を実現するためにSPD政権の実現を展望し内政面でSPDと協力する一方で、外交面ではアデナウアーを支持するという曖昧なものであった。これはミュンヘン綱領確定時においてDGBが持っていた二重の不明確性—新経済秩序の不明確性と実現の展望の不明確性—の展開であり、帰結であった。

ところでマルコヴィッツは、共同決定闘争の始まる1950年7月あたりからの労働組合の活動について次のように評価している。「労働組合はこれより2年以上にわたり、この破壊的な事態の転換に対応するための包括的戦略をつくることに失敗した。実際この期についてのほとんど全ての信頼しうる説明は、時宜に即して決断できなかった、組織されていない、目的のない労働運動のイメージを伝えている。」マルコヴィッツは石炭・鉄鋼共同決定法をめぐる闘争が行われた時期も含めて「包括的戦略」の欠如を見ている⁽²⁶⁾。

さきに我々は、モンタン共同決定法が労働組合の勝利として、経営組織法が完全な敗北として特徴づけられ、DGBの姿勢においても前者における確固たる闘争姿勢と後者の非一貫性、受動性とが対照的性格を帯びているのを見た。このことは、DGB自身が二つの闘争の間で主体的転換を経たことを示してい

るように見える。これは50年7月以後、あるいは創立期を通じてDGBの戦略が欠如していたというマルコヴィッツの評価とどう整合するか。

これは以下のように捉えられる。

モンタン共同決定法をめぐる闘争は、何よりも防衛闘争であった。それゆえストライキは、防衛ストライキという性格を帯びていた。シュスターは、労働組合のストライキに対する態度を次のようにまとめている。「労働組合はストライキへの態度については伝統的な方針に従って行動した。それは世紀初めの社会民主党と労働組合との間での政治的大衆ストライキ論争へとさかのぼる。確かに、すでにこの時点〔DGB創立期—引用者〕には、労働組合は政治的大衆ストライキの宣伝をつうじて一定の戦術を決定するという試みを拒否していたが、1920年のカップー揆において生じたように、すでに獲得された政治的権利を擁護するためにはストライキを行う用意があった。」⁽²⁷⁾ しかも1933年の悲劇を経た労働組合にとって、連邦共和国成立直後の時期に実現されたばかりの制度が取り崩されるということは、民主主義全体の危機として観念された。

とはいえこれもDGBの戦略の非一貫性という点からは免れることはできない。モンタン共同決定法の時期は、ちょうどシューマン・プランが提起され調印される時期に符合し、軍備政策が国内外で推進されていく時期である。DGB指導部はこれに賛成することによって客観的に西ドイツ資本主義を補強していたのであり、一方で資本主義にかわる新経済秩序を要求しつつ、他方で新経済秩序の実現を困難にする条件—資本主義の強化を認めていたのであった。それゆえ、モンタン産業における共同決定を実現する闘争だけに限っていえばその一貫性を指摘し得ようが、全体としてはこの時期も長期的展望を欠いた時期であったといえよう。

最後に、第一期の協約闘争の特徴について簡単に触れておく⁽²⁸⁾。

まずこの期のDGBの力は主に新経済秩序の実現に向けられた。そのため伝統的闘争領域である協約闘争は副次的な位置づけを与えられていた。

そのうえでこの期の特徴は、第一に法制度上の枠組みが未だ形成期にあったことである。49年の労働協約法により労使双方の協約自治の原則が保証されたが、その後52年経営組織法によって経営内交渉が法制化されることにより、労使交渉の二重システム、二重利益代表制が形成され、労働協約交渉の制度的基礎が完成した。

第二に、労働組合内においては労働協約政策が未だ制度化されていなかった。当時協約闘争を積極的に行っていた金属労組は、経営者の抵抗に抗して毎年の賃金交渉を行っており、また協約闘争遂行においては地方支部に対する労働組合中央の影響も非公式的なものにとどまっていた。この時期の賃金ラウンドは不安定であり、金属労組のストライキに先導されて54年までに周期的賃金ラウンドが形成されていくことになる。

第2節 54-58年期のDGB

53年末のDGBの状態は、一種の危機状態においてとらえることが出来る。前年経営組織法闘争で完全な敗北を喫したDGBは、この年9月SPDの選挙の敗北によってミュンヘン綱領に掲げた新経済秩序を実現する機会を当面失うこととなった。このことは、それまで新秩序をもっぱら政府、議会レベルで実現することを重点的課題としてきたDGBにとって、労働組合の目標体系と闘争課題の空白状態、自己喪失状態を意味した。

こうしたなかDGBは新たな対応を求められた。これは三つの状況のためにとりわけ緊急な課題として提起されていた。

一つはDGB内部の分裂の動きである。DGBが53年選挙でSPDを強く支持したことは、DGB内部にCDU/CSUの「社会委員会」系列にあるキリスト教系労働組合運動の活動を活発にし、分裂の動きを強めさせた。

二つ目にDGBの組織率の減少である。DGBの包括する労働組合員の絶対数は年々増加していった。しかし就労者全体の伸びはそれをはるかに上回っており、全被用者数に対する労働組合の組織率は年々低下していた²⁹⁾。多くの労働者は新経済秩序構想によって動かされるよりも、西ドイツの「経済の奇蹟」に与るために賃上げに集中したが、賃上げが経営内の自主的協定によって労働組合の関与なしに実現されていたこともあって、労働組合は魅力ないものに映っていた。

三つ目は、当時の労働組合に対する世論の否定的態度である。このころには敗戦の精神的影響が弱まり旧いものの復活の傾向、既存のものへの固執などが国民の間に増大していき、保守的精神が支配していた。こうしたなか労働組合は秩序の攪乱者として負のレッテルを貼られていた。

こうした閉塞状況を打開するために提起され、定式化されたものが55年に作

られた行動綱領であった。これは労働組合の運動を、この間重視されなかった伝統的領域、すなわち賃金・労働条件などの経済闘争の領域に向けたものであった。50年代後半の労働組合の実践はこの行動綱領を軸として展開される。さらにそれは、60年代初頭のDGBを考察する上できわめて重要な位置を占めている。以下では、行動綱領の成立の背景と経緯、その内容の吟味を通じて行動綱領の評価を行い、さらにそれを軸とする50年代後半（58年あたりまで）の経済的、政治的実践の意義を探ることによって、第二期の性格を検討する。

（1）アガルツの「拡張的賃金政策」

行動綱領は、53年末に発表されたDGB経済研究所所長ヴィクトール・アガルツ（Viktor Agartz）の「拡張的賃金政策」（expansive Lohnpolitik）を端緒とする^{30）}。これには以下の三つの下位概念、すなわち積極的賃金政策、動的賃金政策、狭義の拡張的賃金政策が含まれていた。

第一の積極的賃金政策（aktive Lohnpolitik）は、「資本主義経済においては、つねに賃金は政治的賃金である」、つまり力関係によって決まるので、労働組合は攻勢的に賃金政策を展開すべきであるとされる。その際「価格上昇を活発な価格政策によって和らげ、あるいは防止することは政府の問題」であるから、労働組合が配慮する必要はないとされた。

第二の動的賃金政策（dynamische Lohnpolitik）においては、資本主義経済の過剰生産の傾向を防止し国民経済的均衡を保つために、実質賃金を引き上げ購買力を上昇させ、過剰生産を防止することが必要とされる。

第三の狭義の拡張的賃金政策（expansive Lohnpolitik）はアガルツ理論の中心をなすものである。これは経営合理化を目的とする賃金政策である。アガルツによれば、賃金政策は「実質賃金を国民経済の発展に後追的に近付けることに甘んじてはならず、意識的に購買力を高めることによって、生産の拡大を引き起こすために経済的拡大を自ら促進するよう試みなければならない。アメリカはこうしたことにおいて教訓的な模範である。同時に拡張的賃金政策は、経営に持続的に高度な合理性を保たせ、生産性を高め、そして賃金の拡張を基礎づけるための効果的な手段である。」こうして労働組合の賃金政策は、単に過剰生産の防止や生産性の発展へ適合するだけでなく、強力な賃金上昇→購買力の上昇→投資刺激の上昇→設備投資増大→生産力の上昇という流れを促進し寄与するために先導的役割を果たさねばならないものとされ、成長の刺

激剤として位置づけられることとなった。

以上三つの下位概念からなる拡張的賃金政策は、強力な賃金引き上げ闘争によって資本主義経済の過剰生産を防ぎ、さらには生産性の上昇へ貢献するというものであったが、実践的にはこれによって強制される賃金上昇は、持続的インフレや停滞成長、失業を招くものとされた⁽³¹⁾。企業家が「この理論とともにDGBと経済研究所は、インフレへの道を進むことになる」という非難し、BDIが価格上昇と輸出の悪化を恐れたのは当然のことであった⁽³²⁾。

しかし労働組合にとってアガルツの理論の意義は、その理論的正当性ではなく当時の労働組合運動の実践的要請に応える内容を持っていた点にあった。当時アガルツ理論が一時的にしる労働組合の労働協約政策の中心的地位を担ったのは、次のような実践的意義を持っていたからである。

一つは、それまでDGBは新経済秩序の目標体系しか持たなかったが、労働組合の伝統的手段—賃金闘争—を強調することによって、労働組合の閉塞状況に打開の展望を与えたことである。そしてそのことによって労働組合の伝統的性格というべき連帯、闘争精神が活性化され、敗北のなかでの喪失感を克服するのに役立ったことである。

二つ目に、闘争の相手を明確化したことである。賃金は「政治的賃金」であるから、労働組合は企業だけでなく、同時に政府及び議会多数派に対して賃金上昇を要求することとなる。ここにそれまで語られなかった「国家と経済の絶対的同一性」⁽³³⁾が語られる背景がある。これはさきにもみた国家観とは異質なものであるが、従来からの国家に対する二面的な立場から、対決を主とする立場に移行することを含んでいた。それゆえアメリカ労働組合を持ち上げていたものの、それとは対照的に政治的目標が設定されていたといえる。

三つ目に、賃金闘争のプラス・サム解釈によって秩序の攪乱者というコンプレックスからの脱却を含んでいる点である。それまで労働組合はトラブル・メーカーという世論のイメージが強かった。しかし賃金の達成が生産性を上昇させ社会全体の便益に寄与するという理論は、組合が当時の社会のなかで積極的役割を果たしているという自覚、自信を持つことを可能にした。

以上のようにアガルツの拡張的賃金政策は、当時のDGBが陥っていた閉塞性、自己規定の不明確性、政治的組織の停滞から脱却する突破口としての意義を持っていた。53年末から54年には、これを軸として激しい賃金闘争が繰り返

げられ、階級闘争が語られるようになる。なかでも、最大労組の金属労組、二番目に大きな労組である公務・運輸・交通労組がこれを強力に推進していくことになる⁽³⁴⁾。

(2) DGB第3回大会(54年)

54年10月DGB 第3回大会が開かれた。この大会の意義は、前年末から組合に大きな影響を及ぼしてきたアガルツの理論に基づき労働組合の新綱領=行動綱領を策定し、それによって労働組合の停滞状況に区切りをつけ、DGBの新しい方向性を与えたことである。また大会の特徴としては、金属労組議長のブレンナー、アガルツらの闘争の潮流が議論をリードしたことがあげられる。

これらは、行動綱領をめぐる大会の議論、再軍備反対の決議の二つにおいてみてとることができる。

行動綱領に関わる経済・租税政策報告は、ブレンナーの推薦でアガルツによって行われた。ブレンナーはアガルツの理論のなかにミュンヘン綱領で定式化されたラディカルな伝統の継承の可能性をみる一方、他方で50年代半ばの現実に対する労働組合の具体的対応の可能性を見ており、労働組合の戦略を再定式化するための基礎として利用しようと考えていた⁽³⁵⁾。

報告では、まず共同決定や基幹産業の社会化の必要性が叫ばれミュンヘン綱領が繰り返して激賞された。同時に最も緊急の課題として「積極的賃金政策」、40時間労働が挙げられ、日常的要求実現、「パンとバター」の課題が提起された。この報告は大会において圧倒的支持を得る。その後大会では基本的枠組みを決め、具体的検討は綱領委員会に委ねられた。ブレンナー、アガルツはここでも指導的役割を果たし、翌55年5月のメーデー前に行動綱領として発表される⁽³⁶⁾。

大会を特徴づけるもう一つは、再軍備反対決議の採択である。

DGBは再軍備に関して明確な反対の意思表示をしたことがなかったが、再軍備反対の運動は下から盛り上がっていった。大会の一ヶ月間前に開かれたDGB青年部大会では、ほぼ全員の支持で再軍備反対の決議がなされた。DGB大会ではDGB議長のフライタークが、この問題は政治団体に委ねるべきという態度をとったが、金属労組のブレンナーら反対派は再軍備協定に反対する決議を通過させた。これはこの問題においてDGBが正式に行った初めての立場表明であった。反対決議は言う。「それ〔ロンドン協定の承認-引用者〕によっ

て、権力政治的対立の国際的緊張緩和だけでなく、ドイツ再統一の可能性も深刻な危機にさらされるであろう。ドイツの国内的発展にとって、ロンドンの諸決定によって定められた再軍備とドイツ軍の創設は、軍事的官憲国家の形成の危険を意味するが、こうした官憲国家は、政治的社会的経済的民主主義の形成を目指しているドイツ労働運動の闘争の終局を意味するであろう⁽³⁷⁾。

かくしてこの大会は、ミュンヘン綱領を維持しつつ所与の条件のもとで労働組合運動を攻勢的に再結集することを目指すブレンナーやアガルツらの潮流がDGB指導部やキリスト教系労働組合の抵抗に対して勝利した大会であった⁽³⁸⁾。

註

- (1) これについては久本憲夫「西ドイツ労働組合運動の復活」『経済論叢』130-(5, 6), 同「西ドイツ労働組合の成立」『経済論叢』131-(1, 2)を参照。
- (2) Schuster, Dieter, *Die Deutschen Gewerkschaften seit 1945*, Stuttgart 1973, S. 30.
- (3) 西谷敏『ドイツ労働法思想史論』日本評論社, 1987年, 498-501頁, 山田徹「大連合政権時の労働組合」犬童他編『戦後デモクラシーの安定』岩波, 1987年, 208-210頁参照。
- (4) こうした見解については、さしあたり花見『労働組合の政治的役割』未来社, 1965年, 徳永重良「ドイツ資本主義と労資関係」戸塚・徳永編『現代労働問題』有斐閣, 1977年などにみられる。
- (5) 創立大会にて初代議長ハンス・ベックラーは次のように述べている。
「現在の経済及び社会秩序は—そもそも秩序といえる限りにおいてではあるが—いかなる場合においても労働者の利益に敵対するものである。別の表現をするならば、この秩序においては労働者の社会的、そして物質的存在がずっと脅かされ続けているからであり、このいわゆる秩序が、全てのひとによってつくられた社会的生産物の公正な分配をけって保障するものではないからである。」(*Protokoll, Gründungskongress des DGB, 1949, S. 188.*)
- (6) Ebenda S. 319.
- (7) Ebenda S. 318.
- (8) Ebenda S. 320ff.
- (9) Bergmann, Joachim, Otto Jacobi, Walther Müller-Jentsch, *Gewerkschaften in der Bundesrepublik. Gewerkschaftliche Lohnpolitik zwischen Mitgliederinteressen und ökonomischen Systemzwängen*, Frankfurt a. M., Köln, 1975, S.125. 当時のDGBの経済理論家の間ではベヴァリッジ『自由社会における完全雇用』がよく議論されていた。
- (10) Vgl. Deppe, Frank, Georg Fülberth, Jürgen Harrer (Hrsg.),

- Geschichte der deutschen Gewerkschaftsbewegung*. Köln, 4., aktualisierte und wesentlich erweiterte Auflage, 1989, S. 475, Bergmann et al., S. 125.
- (11) *Protokoll, Gründungskongress des DGB, 1949*, S. 330-334.
- (12) これについて、ベックラーは大会で次のように述べている。「前述の諸課題と義務の実現のために、労働組合はそこで一般的に行われている手段と方法を用いるであろう。それゆえ、これまでのように、ストライキ等の激しい武器を利用する前に、労働組合は穏健なやりかたで相違を調整することを試みる。そして労働組合は全体的な国民利益を損なわないように、常に努力するものである。」(Ebenda S. 205.)
- (13) Hirsch, Joachim, *Die öffentlichen Funktionen der Gewerkschaften : Eine Untersuchung zur Autonomie sozialer Verbände in der modernen Verfassungsordnung*, Stuttgart, 1966, S. 113.
- (14) Ebenda S. 82-83.
- (15) 占領期の労働組合と共同決定については、徳永重良「西ドイツ共同決定制の成立過程—一つの覚書」岡田、広中、樋口編『社会科学と諸思想の展開』創文社、1977年を参照。
- (16) 50年代前半の具体的事実については、花見『労働組合の政治的役割』に負うところが大きい。
- (17) 「交換」論は多くの論者において見られるが、DGBは共同決定闘争以前よりアテナウアーの外交政策と基本的に一致していたのであり、この時点で問題になっていたのはより積極的な強力を獲得するか否かであった。
- (18) Deppe et al., *a. a. O.*, S. 499.
- (19) 徳永「ドイツ資本主義と労資関係」291頁、久本「西ドイツ共同決定制の形成」『経済論叢』138- (5, 6)。
- (20) Deppe et al., *a. a. O.*, S. 483.
- (21) Schuster, *a. a. O.*, S. 45.
- (22) Ebenda.
- (23) 山口定「圧力団体としてのDGB」『立命館法学』44, 606頁。
- (24) Schuster, *a. a. O.*, S. 45.
- (25) Deppe et al., *a. a. O.*, S. 481.
- (26) Markovits, Andrei S., *The Politics of the West German Trade Unions*, Cambridge University Press, 1985, p. 81.
- (27) Schuster, *a. a. O.*, s. 38-39.
- (28) Bergmann et al., *a. a. O.*, S. 131, S. 185-186, S. 260.
- (29) Ebenda, S. 359.
- (30) Agartz, Viktor, "Beiträge zur wirtschaftlichen Entwicklung 1953, Expansive Lohnpolitik", *WWI-Mitteilungen*, Jg., 6, 1953. Bergmann et al., *a. a. O.*, S. 155-160.

- (31) Vgl. Schuster, a. a. O., S. 50, Bergmann et al., a. a. O., S. 159. シュスターによれば、「アガルツのテーゼは確かに幾人かの経済学者によって受け入れられたが、拒否する声の方が優っていた。一般的には、経済に対する余りに強度な負荷が恐れられた。」またベルクマンらによれば、「科学的には『拡張的賃金政策』の概念は、ほとんど根拠のないものであった。実践に移されれば、それは一貫して、継続的漸進的にインフレもしくは停滞的成長と失業をもたらすに違いなかった。』
- (32) Vgl. *Der Spiegel*, 1954, 2/3.
- (33) *Protokoll, 3. ordentlicher Bundeskongress des DGB, 1954*, S. 435.
- (34) しかしアガルツの拡張的賃金政策の生産性テーゼは、従来の賃金政策観とは明らかに異質であったため、全ての労働組合によって理解され承認されたのではなかったようである。例えば、54年4月のDGB経済・賃金政策委員会において、アガルツがその政策への同意を求めたのに対して、16組合のうち4組合（金属労組、公務・運輸・交通労組、木工労組、印刷・製紙産業労組）しか賛成していない。*Der Spiegel*, 1954, 8/18.
- (35) Markovits, *op. cit.*, p. 85.
- (36) *Geschäftsbericht des Bundesvorstandes des DGB 1954-1955*, S. 69-80
行動綱領は前文でミュンヘン綱領の維持をうたっていた。「ドイツ労働総同盟及びそこに結集している労働組合は、1949年ミュンヘンで開かれたドイツ労働総同盟の創立大会において決議された基本諸原則を保持していることを改めて表明する。その実現は、経済的・社会的秩序の、及び民主主義の確立のための前提である。」また本文は以下の項目からなる。I 労働時間の短縮、II 賃金・俸給の引き上げ、III 社会保障の拡大、IV 共同決定の確保、V 労災保護の改善。この行動綱領は、DGBによって新聞とラジオで報道されただけでなく、5月初めにはドイツの1500万世帯へ郵送され、その後別刷りで連邦大統領、連邦政府、州政府、在独大使館、海外ドイツ大使館、政党、教会、大学、学術団体へ送付されている。DGBの意気込みが知れる。
- (37) *Protokoll, 3. ordentlicher Bundeskongress des DGB, 1954*, S. 806.
- (38) なおこの大会には、連邦大統領テオドル・ホイスが来賓として初めて参加している。ブレンナーが、大統領はストライキを行使しないように言っているとして攻撃し抗議したのに対し、議長フライタークは「友好には友好で応えなければならない」とホイスを擁護している。*Der Spiegel*, 1954, 10/13